

2006年春施行予定

特集

# 新会社法 使える

# の裏技

今の「会社組織」じゃ通用しない!?



「ネコも杓子も株式会社時代」を乗り切る  
信用力アップの秘策  
→124ページ

花田家のようなお家騒動を防止する  
相続対策が登場!?  
→122ページ

減資して欠損金を補填すると、  
資金調達しやすくなるって本当?  
→126ページ

取材・文〇川村敏久  
イラスト〇須藤いづみ

Nikkei Venture 2005.7 120

来春にも、新しい会社法が施行される予定だ。現行の商法の一部、商法特例法、有限会社法を一本化するもので、主な狙いは、「株式会社を設立しやすくし、起業を促進する」ことにある。だからと言って、「既に会社を経営している自分には関係がない」と考えるのは早計だ。既存の中小企業にも関係の深い改正点が、数多く含まれているからだ。

その一つが、有限会社と株式会社の一本化。新会社法施行後は、株式会社設立条件が緩和される代わりに、有限会社を新たに設立できなくなる。既存の有限会社は、そのまま有限会社として残るか、株式会社に移行するかを選択を迫られるのだ。

中小企業だからと言って、新会社法なんて知らない「なご」と言ってしまう時期が、既に来ている。

そこで本誌は、中小企業の経営者が知っておくべき内容にポイントを絞り、5人の新会社法のプロに緊急取材（下の略歴を参照）すると意外にも、難しくよく分からない「という印象の強かった新会社法は、実は中小企業にとっても十分「使える」ものであることが見えてきた。

次ページから、「創業者が死去した後、の相続争いを減らす技」や「銀行の信用を勝ち取る会社組織の組み立て方」など、プロ達への取材を基に編集部で構成した「知らなきゃ損する新会社法の裏技」を紹介しよう。

会社法に詳しいエキスパート軍団が優しく解説!

インブルームLLP



法施行を機にLLPとして発足予定の右手会計専門家グループ。写真右から、LLPの代表で、作家の横頭も持つ山田真哉会計士、会社法・資本政策に強い越方美樹税理士、ベンチャー企業を数多く手掛ける宮崎剛税理士

121 Nikkei Venture 2005.7

公認会計士・税理士 柳澤義一氏



新創監査法人グループの代表パートナー。1956年、東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒。企業の会計監査から個人資産家の税務まで幅広く活動。著書に「新しい中小企業の会計実務早わかり」(税務研究会)など

弁護士 浜辺陽一郎氏



森・濱田松本法律事務所パートナー、早稲田大学大学院法務研究科(法科大学院)教授、米国ニューヨーク州弁士。1985年、慶應義塾大学法学部卒。著書に「スピード解説新会社法がわかる」(東洋経済新報社)など

詳細につきましては、新創監査法人までお問い合わせください。

『日経ベンチャー』7月1日号 P120 - P121 日経BP社の許可を得て掲載: 2005/07/07